日永浄化センター第１系統ポンプ棟下屋根防水改修工事

特記仕様書

四日市市上下水道局

第１章　総　則

第１節　共通事項

１．本工事は、本特記仕様書等により施工する。

２．施工は、特記仕様書による。ただし、打合せ等により決定した事項が最優先するものとする。

３．請負者は工事目的物を完成させるために必要な工程管理・仮設計画・施工管理・品質管理を具体的に定めた施工計画書を本局に提出しなければならない。また、施工計画書を遵守し、工事の施工にあたらなければならない。施工計画書の内容に変更が生じ、その内容が重要な場合は、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更計画書を提出しなければならない。

４.請負者は、受注時または完成時における工事請負代金額が 5 百万円以上の工事について、工事実績情報システム（CORINS）に基づき、工事実績情報として工事カルテを作成し、監督員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。また、登録機関発行の工事カルテ受領書が届いた際には、その写しを提出しなければならない。提出期限は以下のとおりとする。ただし、工事請負代金額が 5 百万円以上 2 千 5 百万円未満の工事については、受注、訂正時のみとする。

受注時は、契約後 10 日以内とする。

完成時は、工事完成後 10 日以内とする。

登録内容の変更時は、変更があった日から 10 日以内とする。

５．請負者は、工事が完成し、引渡し完了までの工事対象物の保管責任を負わなければならない。

６．隣接工事または関連工事がある場合は、当該工事の請負業者と相互に協力し、施工すること。

７．完成検査時等に機器の運転が出来ない等支障がある場合は、請負者は本局の指示に従うものとする。

８.施工に当たっては、常に工事の安全に留意し、現場管理を行い、災害の防止を図ること。

９．工事の完成に際して、工事にかかる部分を片付けかつ清掃し、整然とした状態にするものとする。

１０．施工上必要な施設物防護、臨時取りこわし物の復旧及び仮施設等は請負者の負担で行うものとする。

１１．当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は請負者の責任と費用負担において行うこと。

１２．工事施工にあたり、関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を要する場合は、請負者の責任と費用負担において法令・条例等の定めにより、本局へ報告のうえ実施しなければならない。

１３．請負者は、工事請負代金額 5 百万円以上の工事において、建設業退職金共済制度に加入し、その掛金収納書（発注機関提出用）を原則として、工事請負契約締結後 1 ヵ月以内に提出しなければならない。共済証紙購入金額は工事請負代金額の 0.5/1000 以上とする。

１４．請負者は、工事目的物、工事材料及び作業員等を工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険、その他の損害保険等に付さなければならない。保険の加入時期は、原則として工事着手時とし、終期は工事完成後 14 日とする。

１５．請負者は、工事施工によって生じた現場発生品について現場発生品調書を作成しなければならない。引き渡しを要しないものは搬出し、関係法令に従い適切に処理し、引き渡しを要するものは、指示する場所で引き渡さなければならない。産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、書面により適切に処理されていることを確認するとともにその写しを提出しなければならない。

第２節　特記事項

１．請負者は、現場実測を行ったうえで承諾申請図書を作成、提出し、本局の承諾を得るものとする。

２．機器の詳細及び配管・配線等の位置、経路、サイズ、本数は承諾図書により決定するものとする。
３．本工事で一部を下請負業者にて施工する場合は、できる限り本市の市内業者を優先させること。
４．本特記仕様書、図面等の間に相違がある場合または図面からの読み取りと図面等に書かれた数値が相違する場合、請負者は本局に確認し、指示を受けなければならない。
５．請負者は、稼動の際、機能に支障が出ないよう必要に応じ措置を施すこと。
６．その他、指示、承諾事項等を遵守すること。

第３節　提出書類

１．承諾申請図書　　2 部
２．工事写真　　1 部

製作工場等における機器製作完了及び主要検査状況の写真（可能な場合は機器製作工程も含む)、工事着手前・工事中・完成の記録及び確認の写真等とする。地中埋設等により完成時に状況を明らかに出来ない箇所は、特に入念に撮影すること。

原則として、撮影用具にデジタルカメラを用いる。カラープリンタによりサービスサイズ程度の大きさで A4 用紙に印刷し、提出すること。

３．工事打合せ簿　　１部

本局と工事打ち合わせを行った場合は、打合せ簿を提出すること。

打合せ簿の記入事項は、下記のとおりとする。

工事名
打合日時・場所
請負者名

４．完成図書

（１）内　容

一般図（全体平面図）
機器図（支給品の機器を含む）
工事施工図
検査試験成績書
取扱説明書
設計計算書（必要な場合）
※表紙記入事項は下記の通りとする。
発注者名
工事名
工事場所
工事年度
請負者名（商号または名称のみとする）

（２）作成要領

A4 判製本　　２部

縮小版の範囲は、完成図書と同等の内容とする。

電子ファイル（CD 等）　１部

（A4 判製本・電子ファイルの内容ついては本局の指示による）

第４節　工場検査等

本局が必要と認める機器類については、製作が完了したとき工場にて本局立ち会いにより工場検査を実施しなければならない。工場検査終了後、工場検査報告書に検査試験成績表、その他検査記録及び検査記録写真等を添付して提出するものとする。

本局による立ち会いを省略した場合は、工場自主検査報告書に検査試験成績表、その他検査記録及び検査記録写真等添付して提出するものとする。

小型機器及び汎用機器は、検査試験成績書を提出するものとする。

（特に本局が指示した場合は省略することができる。）

第５節　試運転

本工事は、現場にて組合せ試験、単体調整試験を行うものとする。別途発注工事との関連、その他の理由で実施出来ない場合は、後日可能になったときに行うものとする。

試運転に要する費用は、請負者の負担とする。ただし、電力、燃料、上水は、事前連絡のうえ、本市設備からの供給としてもよい。

第６節　随時検査

請負者は、特に完成検査時に確認ができない水中部、埋設部、低所、高所、または完成後直ちに供用開始する設備など完成検査時に確認ができない特殊または重要なものについて、四日市市検査規程第 8 条第 6 項の規定により発注者が随時検査を求めた場合は、監督員の指示に従い受検すること。

第７節　暴力団等不当介入に関する事項

１　四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第３条又は第４条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、契約を解除することがある。

２　暴力団等による不当介入を受けた場合、次の義務を負うものとする。

（１）断固として拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに発注所属へ報告し、捜査上必要な協力をすること。

（２）契約の履行において、不当介入を受けたことにより、工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

３　上記の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止の措置を講ずる。

第８節　個人情報取扱注意事項

この契約による工事の施工者は、工事を施工するに当たり知り得た個人情報について、別紙「個人情報取扱注意事項」を遵守しなければならない。

第２章　工事施工等

第１節　工事概要

本工事は、日永浄化センター第１系統ポンプ棟の下屋根部分の防水改修を行うものである。工事施工にあたっては、特に監督員の指示に従い施工するものとする。

工事は関係法規に準拠し、施工すること。また、環境に配慮した工事施工に努めること

第２節　工事範囲

１．防水改修工事。詳細は、別添の詳細図 No.1～No.5 による。
２．現地には、仮設便所を設置すること。ただし、自社事業所等が近隣にある場合はこの限りではない。
３．土日祝日の作業は、控えるものとする。

第４節　留意事項

１．本工事においては、環境に配慮した工事施工に努めなければならない。
２．機器の据付等に用いる作業用機械は低騒音・低振動型作業機械の使用に努めること。
３．工事用重機・車輌の使用にあたっては、省エネルギー、排出ガス削減に努めること。
４．本工事において発生した産業廃棄物は、マニフェスト等写しにより廃棄物の種類、数量、最終引渡場所等を報告すること。
５．現場にて発生したコンクリート殻はリサイクルし、また、使用する資材についても可能な限りリサイクル品を使用するように努めること。
６.コンクリート工については熱帯材型枠の使用を抑制し、二次製品や代替型枠等の利用により、熱帯材型枠の使用を極力抑制すること。

[別紙]

制定　平成１９年１２月１０日
改正　平成２０年　４月　１日
改正　平成２１年　４月　１日

個人情報取扱注意事項

（基本事項）

第１　この契約による工事の施工者（以下「乙」という。）は、工事を施工するに当たり、四日市市から提供された個人情報（工事の施工のために乙が収集する個人情報を含む。以下「当該個人情報」という。）の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

（施工者の義務）

第２　乙及びこの契約による工事に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例（平成１１年四日市市条例第２５号。以下「条例」という。）第１１条に規定する義務を負う。

２　乙は、この契約による工事において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

（秘密の保持）

第３　乙及び乙の従事者は、当該個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

２　乙は、その使用する者が在職中及び退職後においても、当該個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないように必要な措置を講じなければならない。

３　前２項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（適正な管理）

第４　乙は、当該個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（収集の制限）

第５　乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するために個人情報を収集するときは、当該工事を施工するために必要な範囲内で、適法かつ公平な手段により収集しなければならない。

（再提供の禁止）

第６　乙は、あらかじめ四日市市上下水道局（以下「甲」という。）の承諾があった場合を除き、当該個人情報を第三者に再提供してはならない。

２　乙は、前項の承諾により再提供する場合は、再提供先における当該個人情報の適正な取扱いのために必要な措置を講じなければならない。

３　前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取扱いに関する契約を交わすものとする。

（複写、複製の禁止）

第７　乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、当該個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（持ち出しの禁止）

第８　乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したものを含む。第９において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。

２　甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。

３　前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管及び

管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

（資料等の返還）

第９　乙は、資料等を当該工事終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

２　前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。

（１）　紙媒体　　シュレッダーによる裁断

（２）　電子媒体　データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕

（研修・教育の実施）

第１０　乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による工事における個人情報の適正な取扱いに資するための研修・教育を行うものとする。

（罰則等の周知）

第１１　乙は、条例第４４条、第４５条、第４７条及び第４８条に規定する罰則適用について、乙の従事者に周知するものとする。

（苦情の処理）

第１２　乙は、この契約による工事の施工にあたって、個人情報の取り扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

（事故発生時における報告）

第１３　乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（契約解除及び損害賠償）

第１４　甲は、乙又は乙の従事者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

日永浄化ｾﾝﾀｰ第1系統ﾎﾟﾝﾌﾟ棟下屋根防水改修工事

総　　則

工事概要　　1．工事場所　四日市市寿町地内

2．工事種目　屋根防水改修工事

1．共通仕様

（1）図面及び特記仕様に記載されてない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書(平成19年版)」(以下「改修標仕」という。)による。ただし、改修標仕に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(平成19年版)(以下「標仕」という。)による。

2．特記仕様

（1）項目は、○印の付いたものを適用する。

（2）特記事項は、◉印の付いたものを適用する。

◉印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。

◉印と※印の付いた場合は、共に適用する。

（3）特記事項に記載の［　．．］内表示番号は、改修標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。

（4）特記事項に記載の（標．．）内表示番号は、標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。

部分完成　◉無　・有（　　）

部分引渡し　◉無　・有（　　）

1）保険及び保証　◉建設工事保険　（保険証の写しを提出）

◉請負業者賠償責任保険　（保険証の写しを提出）

（・管理財物担保特約に加入のこと）

・任意にて加入

2）建設共済等　下記の制度について加入すること。

◉法定外労災保証制度　（加入証明書の写しを提出）

◉建設業退職金共済制度　当初の請負金額が500万円以上の場合は、掛金収納書を提出すること。また、増額の契約変更があった場合についても、その分を提出すること。　共済証紙購入額　請負金額の 1/1000以上

なお、他の退職金制度に加入している等、共済証紙を購入する必要がない場合は、理由書の提出をもって共済証紙の購入を不要とする

・任意にて加入

※資材の購入及び下請け業者の選定に際しての留意事項

資材の購入及び工事の一部を下請け業者にて施工する場合、業者の選定に際しては、出来る限り市内業者を優先させること。

章	項目	特記事項
1章 一般共通事項	⑪適用基準等	◉建築工事標準詳細図　（国土交通大臣官房官庁営繕部監修　平成 17 年版） ◉工事写真の撮り方(改訂第二版)建築編(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
	⑫工事実績情報の登録	※請負金額が 500万円以上の場合は、登録を行う。 [1.1.4] ※請負金額が 2,500万円以上の場合は、登録を行い、施工体系図の提出も行う。
	⑬品質計画	※建築基準法に基づき定められる区分等の適用工事 ※風速（Vo）＝34 ｍ毎秒 地表面粗度　※Ⅲ(Zb=5 Zg=450 α=0.20)　・Ⅱ(Zb=5 Zg=350 α=0.15) 積雪区分　※30 cm　・40 cm
	4 電気保安技術者	工事現場におく電気保安技術者は、電気事業法に基づく電気主任技術者の職務を補佐し、電気工作物の保安の業務を行うものとする。 ・適用する。　・適用しない。 [1.3.3]
	5 条件明示項目	・ [1.3.5]
	⑯発生材の処理	・引渡しを要するもの（　　） [1.3.8] ・特別管理産業廃棄物　※無　・有（　　）　処理方法（　　） ・特定建設資材の搬出 再資源化等を行う（再資源化が困難な場合には縮減） ・特定建設資材以外の搬出　・構外搬出適正処理 ※　廃棄物管理票（マニフェスト）確認表を作成し、監督職員にＡ票及びＤ票もしくはＥ票の確認を受けるものとする。

7 交通安全管理	交通誘導員　※配置する　名以上（大型車の出入は必ず）　・配置しない [1.3.9]	
⑧建築材料等	※本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定するもの又は同等のものとする。 ただし、同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。 ・品質及び性能を試験により証明を求める材料は、下記とする。 [1.4.5]	
⑨化学物質を発散する建築材料等	本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の 1）から 5）を満たすものとする。 1） 合板、木質系フローリング、構造用パネル，集成材、単板積層材、パーティクルボード、ＭＤＦ、その他木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗料は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 2） 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 3） 接着剤は、フタル酸ジ-ｎ-ブチル及びフタル酸ジ-２-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 4） 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 5） 1)及び 4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。 規制対象外 ①ＪＩＳ及びＪＡＳのＦ☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第２０条の５第４項による国土交通大臣認定品 ③下記表示のあるＪＡＳ規格品 a.非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b.接着剤等不使用 c.非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用 d.ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 e.非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用 f.非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 第三種 ①ＪＩＳ及びＪＡＳのＦ☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第２０条の５第３項による国土交通大臣認定品 ③旧ＪＩＳのＥo規格品 ④旧ＪＡＳのＦco規格品	
⑩特別な材料の工法	改修標仕、標仕に記載されていない特別な材料の工法は当該製品の指定工法による。	
11 技能士	※適用する　・適用しない [1.6.2] ・鉄筋施工　・型枠施工　・鉄工　・塗装　・左官 ※防水施工　・建築大工　・サッシ施工　・内装仕上げ施工	
12 化学物質の濃度測定	施行完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン [1.6.9] エチルベンゼン、パラジクロロベンゼン、スチレンの濃度を測定し報告すること。 測定は、パッシブ型採集機器により行う。 着工前測定　・行う　・行わない 測定対象室　・図示　・ 測定箇所数　・図示　・ 採取方法　・文部科学省の定めるところによる。　・ 報告書の様式　濃度測定記録表の記載事項は、次のとおり 1.工事名　2.測定年月日　3.天候　4.測定前の換気及び閉鎖時間 5.測定時間　6.室名と測定時間　7.測定器具 8.化学物質採取方法　9.分析装置	
13 完成図	・提出する　※提出しない [1.8.1～1.8.3] 種類　※改修標仕 表1.8.1による　・ ・保全に関する資料　提出部数　※１部　・	
⑭記　録	工事写真については下記による。(編集工程写真はA4版程度) ※工事着手前　１部 ※工程写真　各工程毎に編集の上提出　１部 ※竣工写真　※内部、外部　５部 ※工事の各記録写真については、デジタル画像にて整備編集を行うよう努めること。	
15 設備工事との取合い	施工範囲　※図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔、開口部の補強 ※図示した壁・天井の仕上材・下地材の切込み及び補強	

2章 仮設工事

1 足場その他	内部足場　種別　※きゃたつ、足場板等　・ [2.2.1] 外部足場　種別　※Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種 [2.2.1][表2.2.1] 防護シートによる養生　・行わない　・行う 材料、撤去材等の運搬　・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種　・Ｅ種 [2.2.1][表2.2.2]
②養生その他	既存部分の養生　※ビニルシート等　・ [2.3.1] 固定家具等の移動　※行わない　・行う(図示)
3 仮設間仕切り	(ａ)設置箇所　※図示　・ [2.3.2][表2.3.1]

種別	下地	仕上材（厚さ mm）	充てん材	塗装
・Ａ種	※軽量鉄骨	・合板（※9.0　・　）		※無し
・Ｂ種	・木下地	※せっこうボード（※9.5 ・ 12.5）	厚さ　mm	・片面
・Ｃ種	単管下地	防炎シート		
仮設扉	※木製扉	・合板張り程度		※無し
	・鋼製扉	・片面フラシュ程度		・有り

4 監督職員事務所	・設ける　規模等は下記による　・既存施設の一部を使用する　※設けない [2.4.1]
⑤工事用水	構内既存の施設　※利用できる（・有償 ※無償）　・利用できない
⑥工事用電力	構内既存の施設　※利用できる（・有償 ※無償）　・利用できない

3 防水改修工事

1 アスファルト防水	[3.3.2～3][表3.1.1][表3.3.3～3.3.10]

防水改修工法の種類	施工箇所	新規防水層の種別

アスファルトの種類　※3種　・　押え金物 ※アルミニウム製(L-30x15x2.0程度)

脱気装置　・設けない　・設ける(　　)

二重ドレイン(POD工法)　・設ける　※設けない [3.2.5]

施工標識　※設ける　・設けない

2 改質アスファルトシート防水	[表3.1.1][3.4.2～3][表3.4.1～2]

防水改修工法の種類	施工箇所	新規防水層の種別(厚さmm)	仕上げ塗料等

・脱気装置 種類 ・製造所の指定する製品　・　設置数量（　）㎡当り１箇所

施工標識　※設ける　・設けない

3 合成高分子系ルーフィングシート防水	[表3.1.1][3.5.2～3][表3.5.1]

防水改修工法の種類	施工箇所	新規防水層の種別(厚さmm)	仕上げ塗料等

脱気装置(S4S工法及びS3S工法)　・設ける　・設けない

二重ドレイン(POS工法)　・設ける　※設けない [3.2.5]

施工標識　※設ける　・設けない

④塗膜防水	[表3.1.1][3.6.2～3][表3.6.1]

防水改修工法の種類	施工箇所	新規防水層の種別	仕上げ塗料等
Ｌ４Ｘ工法	ポンプ棟屋根	ｳﾚﾀﾝ系塗膜防水	図示による

既存塗膜防水層表面の仕上塗料の除去(L4X工法)　・除去する [3.2.6]

脱気装置(S4S工法及びS3S工法)　・設けない　・設ける

施工標識　※設ける　・設けない

◉X－１下地調整：既設防水層の上（全面）にﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄで下地調整を行うこと。

◉X－２プライマー：田島ﾙｰﾌｨﾝｸﾞ　OTﾌﾟﾗｲﾏｰM同等品とする。

⑤脱気装置	種類　◉平面部脱気型　・立上がり部脱気型　設置数量　(平面図による) 材質　◉ステンレス製　・ポリエチレン樹脂　・ＡＢＳ樹脂　・
6 シーリング	・シーリング充填工法　・シーリング再充填工法 [3.1.4][表3.1.2] ・拡幅シーリング再充填工法　・ブリッジ工法 シーリング材の種類、施工箇所 [3.7.2][表3.7.1] ※下表以外は、改修標仕表 3.7.1を標準とする

施工箇所	シーリング材の種類（記号）

シーリングの試験　※行わない　・行う（※簡易接着性試験　・引張接着性試験）

7 とい	材質　・配管用鋼管　・硬質塩化ﾋﾞﾆﾙ管(VP)　・硬質塩化ｶﾗｰﾋﾞﾆﾙ管(VP) [3.8.2] 縦どい受け金物　※設ける（SUS市販品）　・設けない
⑧改修用ドレン	種類　◉改修工事用銅製二重ドレン

日永浄化ｾﾝﾀｰ第1系統ﾎﾟﾝﾌﾟ棟 下屋根防水改修工事	備考	詳細図	特記仕様書	scale / date 2,009 年　9月　30日 / job no / no 1

日 永 浄 化 セ ン タ ー 構 内 平 面 図

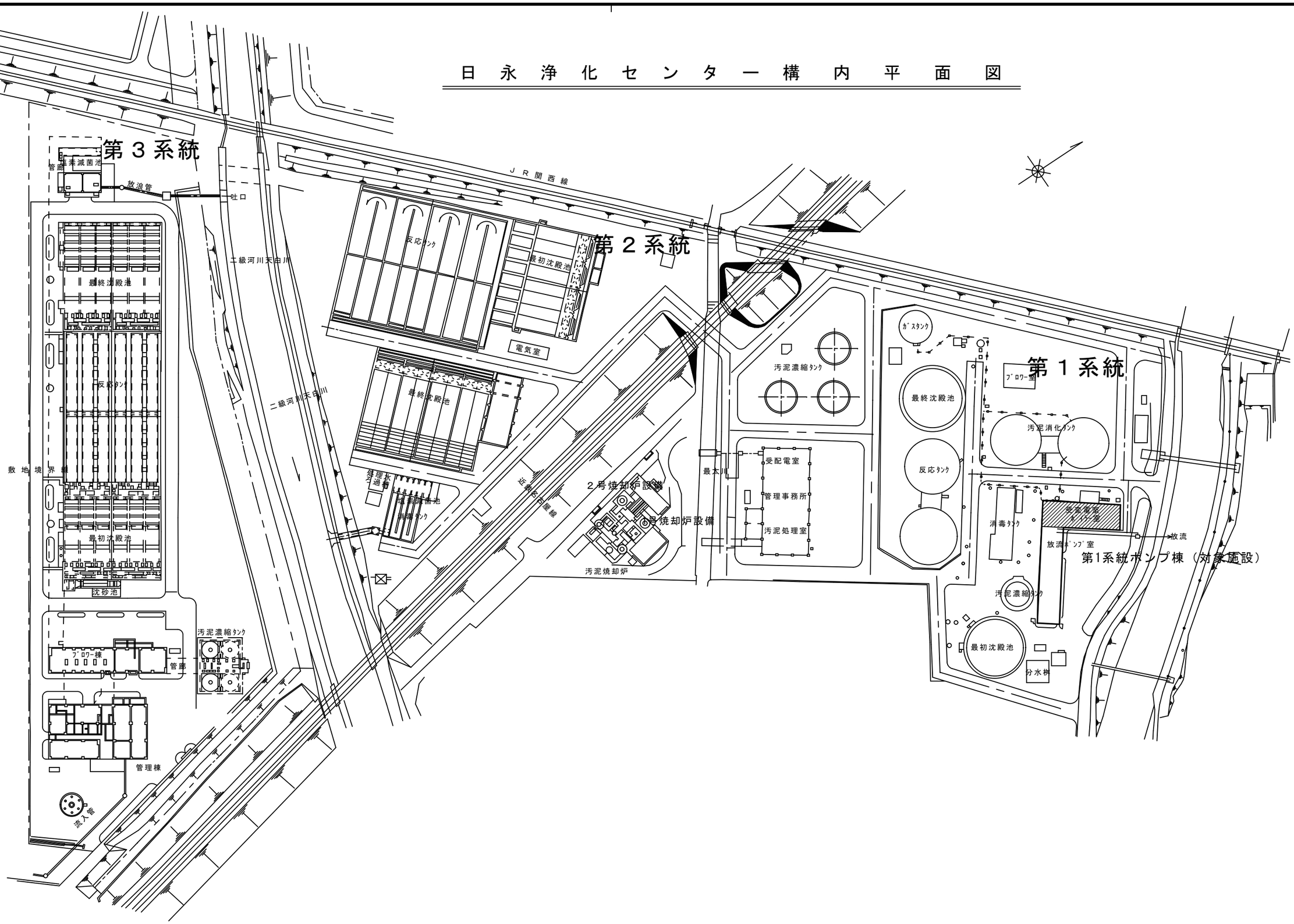

日永浄化ｾﾝﾀｰ第1系統ﾎﾟﾝﾌﾟ棟 下屋根防水改修工事	訂正	備考	詳細図	配 置 図	scale date 2,009 年 9月 30日 job no no 2

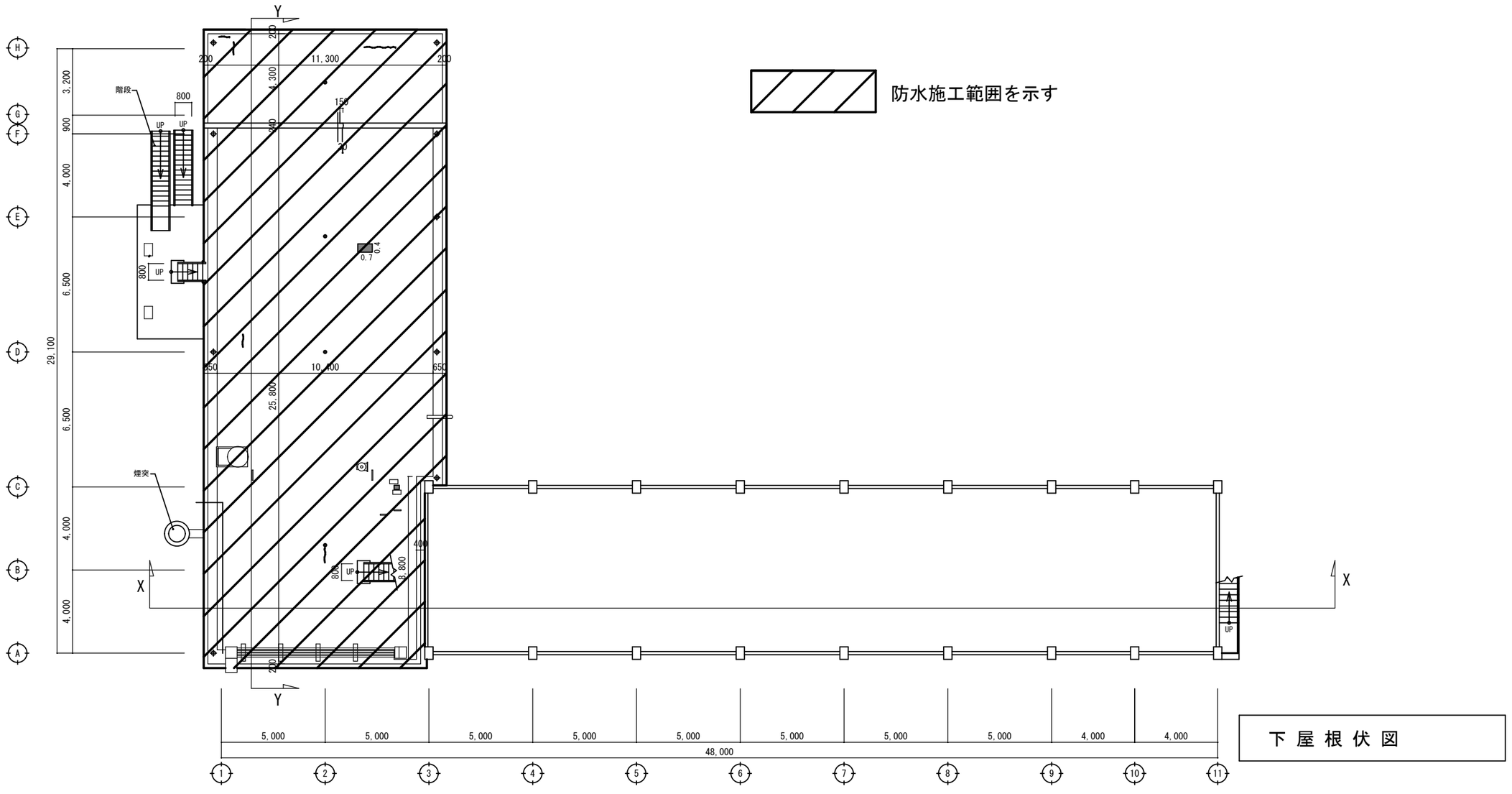

防水施工範囲を示す

下 屋 根 伏 図

日永浄化ｾﾝﾀｰ第1系統ﾎﾟﾝﾌﾟ棟 下屋根防水改修工事	訂正	備考	詳細図	防水施工範囲	scale date 2,009 年 9月 30日 job no no 3

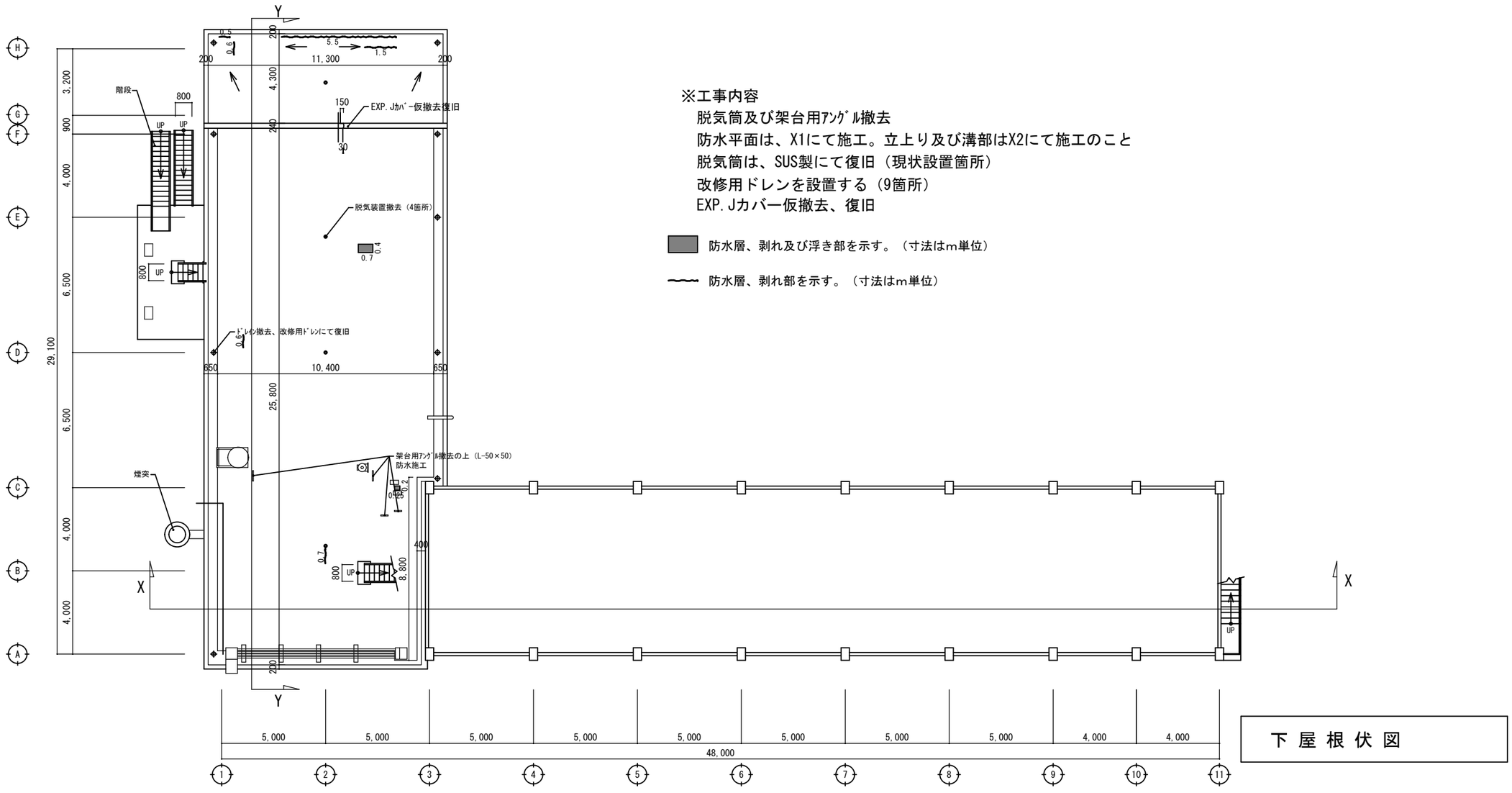

※工事内容

脱気筒及び架台用ｱﾝｸﾞﾙ撤去

防水平面は、X1にて施工。立上り及び溝部はX2にて施工のこと

脱気筒は、SUS製にて復旧（現状設置箇所）

改修用ドレンを設置する（9箇所）

EXP.Jカバー仮撤去、復旧

防水層、剥れ及び浮き部を示す。（寸法はm単位）

防水層、剥れ部を示す。（寸法はm単位）

下屋根伏図

日永浄化ｾﾝﾀｰ第1系統ﾎﾟﾝﾌﾟ棟 下屋根防水改修工事	訂正 / 備考	詳細図	屋根伏図	scale / date 2,009年 9月 30日 / job no / no 4

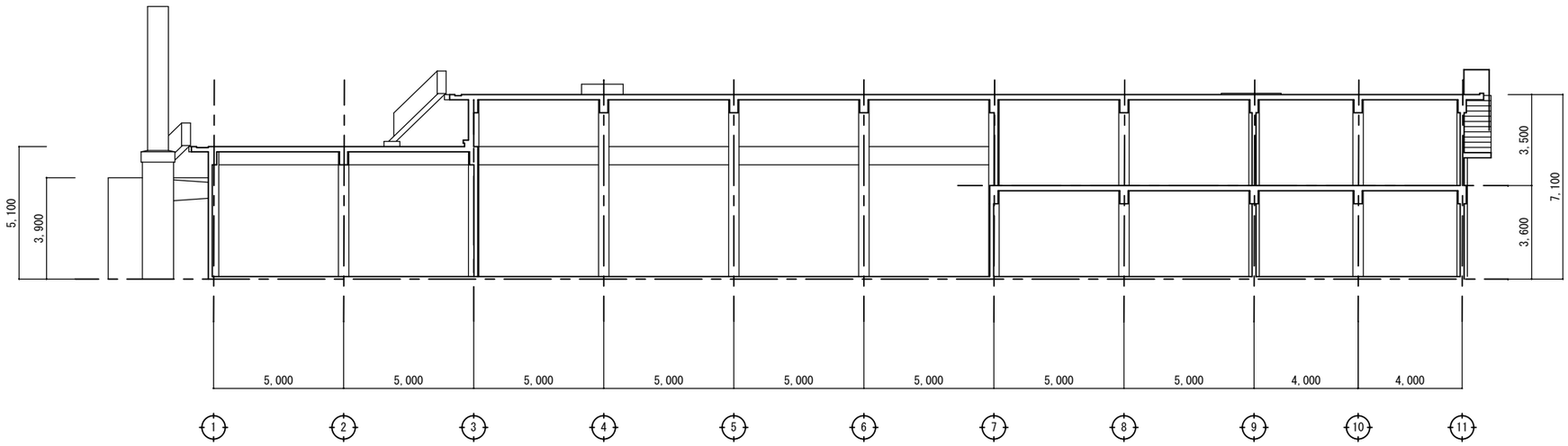

X － X断面図

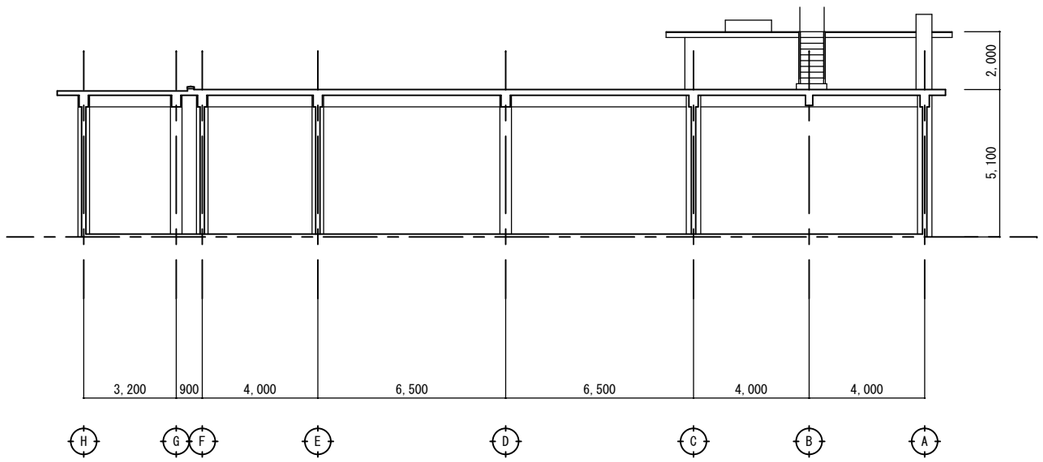

Y － Y断面図

日永浄化ｾﾝﾀｰ第1系統ﾎﾟﾝﾌﾟ棟 下屋根防水改修工事	訂正	備考	詳細図	断面図	scale	no 5
					date 2,009 年 9月 30日	
					job no	